

令和4年7月

業者各位

東大阪市行政管理部契約検査室契約課

工事請負契約における電子契約の導入について

本市では、デジタル技術を活用し、市民の利便性及び業務効率の向上を目指す取組みの一環として令和4年7月よりクラウド型電子契約サービスの運用を開始します。

同契約は段階的に実施をし、令和4年度は単価契約に基づく請負契約から実施します。

1. 電子契約について

従来、合意内容を証拠として残すため、契約書は紙に押印して取り交わされていましたが、電子契約では、紙媒体での契約書に代わりに電子データに電子署名をすることで、押印した契約書と同様の効力が認められます。

2. 電子契約のメリット

- ① 収入印紙の貼付が不要になります。
- ② 窓口での契約書の受け取りや提出、契約書控えの返却が不要になります。
- ③ 契約書への押印や、契約書の保管といった事務手続きが軽減されます。

3. 電子契約システムの概要

事前に「電子契約利用申出書」を提出し、電子メールアドレスを登録していただきます。その後契約課から送付されたメール内のURLにアクセスし、契約書等の電子データを確認していただき、承認することで電子署名が可能となります。

*** 詳細については、実際に電子契約システムをご利用いただく際に、改めて利用手順のご案内をいたします。**